

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和4年 6月 7日

兵庫県知事 殿

提出者

住所 兵庫県 神崎郡 神河町寺前64

氏名 神河町長 山名宗悟

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0790-34-0966

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大河内浄化センター
事業場の所在地	兵庫県神崎郡神河町新野36-1
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	3631 下水道処理施設維持管理業
②事業の規模	処理水量 35万 m ³
③従業員数	1～2人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
	排出量	1,365 t	t
	(これまで実施した取組) 濃縮槽汚泥の中間水を処理槽に戻すなどの作業を実施することにより、搬出汚泥濃度の減量化を図っている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
	排出量	1,800 t	t
	(今後実施する予定の取組) 昨年度と同様に、濃縮槽汚泥の中間水を処理槽に戻すなどの作業を実施することにより、搬出汚泥濃度の減量化を図っている。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 該当無し
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 該当無し

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当無し		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当無し		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 該当無し			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組) 該当無し			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当無し		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当無し		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 3 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙のとおり		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙のとおり		

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

大河内浄化センターの産業廃棄物処理計画

(1) 事業の概要

- ・従業員数

1～2名

- ・資本金額

公共機関のため記入なし

- ・年間出荷金額

下水道事業のため記入なし。

- ・年間生産量（単位：千m³/年）

年間の処理後放流流量 372

- ・処理方式

オキシデーションディッチ方式

処理能力 1, 170m³/日平均 1, 520m³/日最大

- ・処理の工程

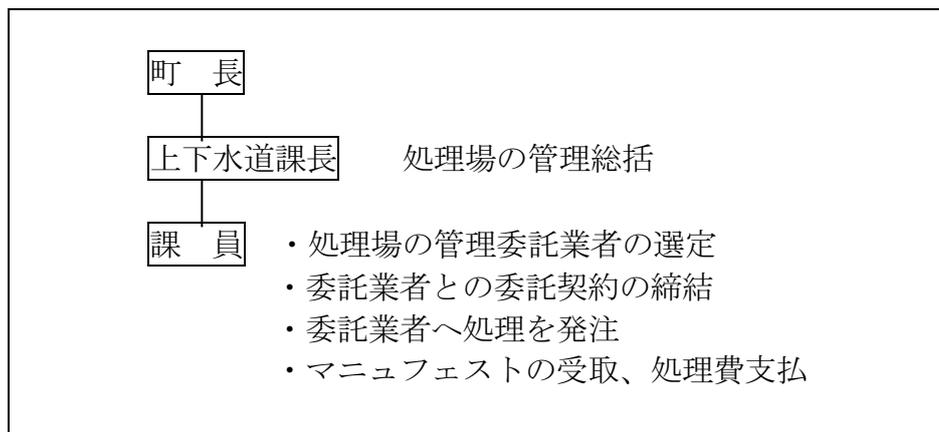
神河町の一部、野村、新野、比延、寺前、鍛冶、大河、上岩、高朝田、宮野、南小田の10集落（計画人口3600人）発生する汚水をオキシデーションディッチ方式により下水処理をしている。発生した汚泥（産業廃棄物）はバキューム車でし尿処理施設へ搬出している。

(2) 策定事項

(イ) 計画期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日

(ロ) 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



(ハ) 産業廃棄物の分別に関する事項

該当なし

(二) 産業廃棄物の再生利用に関する事項

該当なし

(ホ) 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

廃棄物の種類	処理量実績 (t/年) (令和3年度)	処分量計画 (t/年) (令和4年度)	具体的取組
下水汚泥	1,365 t	1,800 t	中播衛生センターへ搬出する。
全処理委託量	1,365 t	1,800 t	
優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	0 t	
再生利用業者への 処理委託量	0 t	0 t	
認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t	
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t	